

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報の保護に関する条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。

評価実施機関名

埼玉県ふじみ野市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	児童福祉法、子ども・子育て支援法、ふじみ野市立保育所の設置及び管理条例、ふじみ野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例等の規定に基づき、対象者の入所、保育の必要性の認定管理、入所受付、保育料管理、副食費免除の決定、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 幼稚園・保育施設等入所申請児童、保護者等対象者の入所状況、保育認定等資格の確認 ② 現況受付の確認 ③ 支払管理の確認 ④ 統計処理の確認
③システムの名称	保育システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル 申請情報ファイル 税情報ファイル 保育料調定ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9、127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、155の項 (情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・元気健康部 保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 契約・法務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども・元気健康部 保育課 049(262)9035

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 9 〕 従業者に対する教育・啓発

1

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

事務取扱者の適切な監督を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月13日	評価書名	保育所の入所事務及び子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する事務 基礎項目評価書	保育所の保育料及び子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する事務 基礎項目評価書	事後	誤記
平成28年1月17日	公表日	2015/12/28	2016/1/13	事後	誤記
平成28年1月28日	公表日	2016/1/13	2015/12/28	事後	誤記
平成29年12月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育システム 統合宛名システム	保育システム 統合宛名システム 埼玉県市町村電子申請・届出サービス	事後	
平成29年12月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	※別表第一の94の項に係る主務省令は未公布	削除	事後	
平成29年12月1日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施する	事後	
平成29年12月1日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①法令上の根拠	—	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二116の項 番号法第19条第8項、 条例第4条第4項、別表第2の16の項 (情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	事後	
平成29年12月1日	5 評価実施期間における担当部署 ①部署	福祉部 子育て支援課	こども・元気健康部 保育課	事後	
平成29年12月1日	5 評価実施期間における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 鈴木 克史	保育課長 小川 正樹	事後	
平成29年12月1日	8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部 子育て支援課	こども・元気健康部 保育課	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育システム 統合宛名システム 埼玉県市町村電子申請・届出サービス	保育システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の8の項、94の項。 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号、総務省令第5号)第8条、第29条 番号法第9条第2項、 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例第4条第1項、別表第1の7の項、条例施行規則第3条第1項、別表第2の7の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の8の項、94の項。 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号、総務省令第5号)第8条、第29条	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二116の項 番号法第19条第8項、 条例第4条第4項、別表第2の16の項 (情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二13,16,116の項 (情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保育課長 小川 正樹	保育課長	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	保育システム 統合宛名システム	保育システム 認可外システム	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	表紙-公表日	2019/2/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数	平成30年12月1日 時点	令和2年2月3日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	IIしきい値判断項目-2. 取扱者数	平成30年12月1日 時点	令和2年2月3日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	IVリスク対策-8. 監査	未入力	内部監査	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月19日	表紙-公表日	2020/2/14	2021/2/19	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月19日	表紙-評価書名	保育所の保育料及び子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する事務 基礎項目評価書	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	表紙-個人のプライバシー等の 権利利益の保護の宣言	ふじみ野市は、保育所の保育料に関する事務及び子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 【特記事項】 保育所の保育料に関する事務及び子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。	ふじみ野市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 【特記事項】 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	保育所の保育料に関する事務及び子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	児童福祉法、子ども・子育て支援法、ふじみ野市立保育所の設置及び管理条例、ふじみ野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例等の規定に基づき、対象者の入所、保育の必要性の認定管理、入所受付、保育料管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保育所入所申請児童、保護者等対象者の入所状況、保育認定等資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認	児童福祉法、子ども・子育て支援法、ふじみ野市立保育所の設置及び管理条例、ふじみ野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例等の規定に基づき、対象者の入所、保育の必要性の認定管理、入所受付、保育料管理、副食費免除の決定、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①幼稚園・保育施設等入所申請児童、保護者等対象者の入所状況、保育認定等資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月19日	II しいき値判断項目-1. 対象人数	令和2年2月3日 時点	令和3年2月19日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月19日	II しいき値判断項目-2. 取扱者数	令和2年2月3日 時点	令和3年2月19日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 認可外システム	保育システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号、総務省令第5号)第8条、第29条	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号、総務省令第5号)第8条、第68条	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二13.16.116の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二13.16.116の項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	表紙-公表日	2022/1/14	2022/2/10	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	保育システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の8の項、94の項。 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号、総務省令第5号)第8条、第68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の8の項、94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令第5号・総務省令第5号)第8条、第68条	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二13.16.116の項 (情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二13.16.116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条の3、第12条、第59条の2の2 (情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	II しいき値判断項目-1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和3年2月19日 時点	1万人以上10万人未満 令和4年12月12日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	II しいき値判断項目-2. 取扱者数	令和3年2月19日 時点	令和4年12月12日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月21日	II しいき値判断項目-1. 対象人数	令和4年12月12日 時点	令和6年3月21日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月21日	II しいき値判断項目-1. 対象人数	令和4年12月12日 時点	令和6年3月21日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の8の項、94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令第5号・総務省令第5号)第8条、第68条	番号法第9条第1項 別表9、127の項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠)番号法第19条第8号、別表第二13,16,116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条の3、第12条、第59条の2の2 (情報提供の根拠)なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、155の項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数	令和6年3月21日 時点	令和7年3月25日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数	令和6年3月21日 時点	令和7年3月25日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	新様式対応
令和7年3月25日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 事務取扱者の適切な監督を行っている。	事後	新様式対応